

2023年7月

IFRS S1号及びIFRS S2号の導入に向けた法域の 道程 – 「導入ガイド (Adoption Guide)」の概要

背景

1. 本文書は、2023年6月に公表された、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の最初の基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」について、法域における規制上の導入を支援するために、IFRS財団及びISSBが用いることを計画しているメカニズムを示している。
2. 「定款」に示されているように、IFRS財団の目的は、公益に資するよう、高品質で、グローバルに認められる一般目的財務報告のための基準（「IFRS基準」）を開発し、「IFRS基準」のグローバルな導入、利用及び厳格な適用を推奨及び促進することである。
3. 2021年6月の「[サステナビリティ関連の発行体開示に関するレポート](#)」において、「証券監督者国際機構」（IOSCO）は、サステナビリティ報告のグローバルな一貫性、比較可能性及び信頼性を向上させるための、投資者に焦点を当てたサステナビリティ報告基準のグローバル・ベースラインに向けたIFRS財団の作業に対するビジョン及び期待を明確にした。IOSCOの「サステナブル・ファイナンス・タスクフォース」（STF）は、投資者のためのサステナビリティ報告の一貫性、比較可能性及び信頼性を向上させる喫緊のニーズについて繰り返し述べ、投資者の情報に関するニーズ並びにサステナビリティ関連のリスク及び機会の価格付けを行い、資本配分を支援するための市場の能力を支援する作業について説明した。IOSCOは、投資意思決定に情報をもたらす、投資者を「グリーン・ウォッシング」から保護するために、透明性及び比較可能性を向上させるニーズについて指摘した。
4. 当該レポートの中で、IOSCOはまた、それが適切であり、法域内の法的枠組みと整合性がある場合に、各法域が強制力のある報告の要求事項の一部としてこのグローバル・ベースラインを組み込むか又はそれを基礎とするかを検討できることも強調した。これは、サステナビリティ関連情報における国際的な一貫性及び比較可能性を促進でき、また監査及び保証の枠組みの開発の基礎も形成することができることも強調した。
5. ISSBの設立が2021年11月のCOP26で発表された後、ISSBは2つの公開草案を公表した。1つは全般的なサステナビリティ関連開示に関するものであり、もう1つは気候関連開示に関するものである。これらの公開草案で提案されている要求事項は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の理解に基づいて、企業に対する資源の提供の意思決定を行うにあたり、世界の資本市場を支援する情報を、企業が提供することにつながることを意図している。
6. ISSBは、これらの提案に対するフィードバックを得るために世界中の幅広いさまざまな利害関係者と広範囲にわたり対話し、また1,400通以上のコメント・レターを受け取った。ISSBはまた、主要な利害関係者のグループからの意見を確保するため、多くの協議グループ及び諮問グループも設置した。これらのグループの1つが法域別ワーキング・グループ（JWG）であり、法域及び地域の当局からのメンバーによって構成され、IOSCOがオブザーバーとして含まれている。JWGは、比較可能性を向上させるための対話の場を設け、導入及び相互運用可能性に関連する事項についてISSBに助言することを目的としている。

導入に向けた道程

7. 利害関係者（IOSCOを含む。）は、ISSBに対し、IFRS S1号及びIFRS S2号のプロポーショナルリティ及びスケーラビリティの事項を検討し、これらの基準を適用する世界中の企業の能力及び準備状況がさまざまであることを考慮するように促した。
8. IFRS S1号及びIFRS S2号の適用により、さまざまなサステナビリティ報告のフレームワークに従って自主的にサステナビリティ関連開示が提供される現在の状況から、発行体がサステナビリティ関連情報の共通のグローバル・ベースラインを形成する基準に従ってサステナビリティ関連情報を開示することが求められる体制への移行が促進される。

9. ISSB は、この移行には経営者の業務執行に著しい変化を伴う可能性があり、作成者が自身の準備状況及び出発点によって異なる導入上の課題に直面する場合があることを承知している。
10. 効率的な資本市場を支援するという目的で、ISSB は、作成者のニーズ及び準備状況と、投資者の投資意思決定の基礎となる情報に関する透明性及び比較可能性の向上のニーズとのバランスを取ることを模索してきた。
11. ISSB は、既存の報告の状況における複雑性及び断片化（fragmentation）を低減し、より整合的で比較可能な情報を投資者に提供し、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を資本市場に提供することにより、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を導入する便益がコストを上回ると結論付けた。
12. ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の規制上の導入が一部の法域にとって最初の規制上の課題を生じさせる可能性があることを承知しており、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に向けた道程において規制当局と積極的に対話を行い、支援する用意ができています。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を支援するための戦略

13. 公開草案に対するフィードバックへの対応において、ISSB は、異なる法域、規制環境及び経済環境にまたがって事業を営むさまざまな規模及び種類の作成者のニーズを考慮した。IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、要求事項の「段階的導入及び拡大」（phasing-in and scaling）を支援する要求事項を含んでおり、能力又は経験が限定的な企業、又は発展途上経済及び新興経済における企業による適用を支援する定めを含んでいる。
14. 第 10 項から第 12 項において示した考慮事項のバランスを取る一方、作成者及び規制当局の導入を支援するために、IFRS 財団及び ISSB は、次のもので構成される 4 つの戦略を採用した。
 - (a) IFRS S1 号及び IFRS S2 号において、プロポーシヨナリティ及びスケラビリティのメカニズムを導入する。
 - (b) IFRS S1 号及び IFRS S2 号において、それらの基準が最初に適用される際に、一部の開示要求について経過措置を導入する。
 - (c) 規制当局に技術的支援を提供し、作成者及びその他の利害関係者の間で IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用するための能力を高めるためのキャパシティビルディング・プログラムを設定する。
 - (d) 規制当局の導入検討を支援し、法域レベルでの IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項の適用について、スケラビリティ及び段階的（phasing-in）導入を可能にすることを目的とした「導入ガイド」（Adoption Guide）を開発する。法域における拡大及び段階的導入（scaling and phasing-in）のためのパラメータを設定することにより、「導入ガイド」（Adoption Guide）は、「ISSB 基準」が法域間で導入される方法のばらつきを軽減し、したがって、整合性及び比較可能性を支援することも意図している。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号におけるプロポーシヨナリティ、並びに、今後の導入ガイダンス

15. ISSB は、プロポーシヨナリティに対処し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用するすべての作成者に支援を提供することを模索してきた。特に当該基準が最初に適用される際である。主要な（key）要求事項についてのガイダンス及び設例は、導入を支援するために当該基準において提供されている。
16. IFRS S1 号及び IFRS S2 号におけるプロポーシヨナリティに対処するためのメカニズムは、当該基準における開示要求に準拠することが比較的困難な場合がある一部の作成者にとって、特に助けとなるであろう。当該作成者は、その規模、必要なシステムの導入に関連するコスト、市場において利用可能な外部データの品質又は必要な専門知識の入手の困難さによって、導入における課題に直面するか又はリソースを有していない場合がある。
17. ISSB は、当該基準を適用するにあたって要求される情報についてのガイダンスを提供するために、「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を導入した。「合理的で裏付け可能な情報」の概念は、合理

的に利用可能な情報を考慮するための作成者の指針となることにより、また、情報の網羅的な探索を実施する必要はないことを明確にすることにより、高いレベルの測定又は結果の不確実性を伴う領域において作成者の助けとなることを意図している。

18. 「過大なコストや労力をかけずに」の概念は、企業に要求することは企業の状況に見合ったものであることを確実にするために用いられた。この概念は、すべての企業を支援することになり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号における要求事項に準拠することが比較的困難な作成者にとって特に助けとなるはずである。
19. 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報の概念は、「国際会計基準審議会」（IASB）が過去に用いていたものであるが、ISSB は、この概念の適用を支援するために、「ISSB 基準」の文脈において適用される追加的なガイダンスを提供することが必要な場合があると認識している。そのようなガイダンスを提供する目的は、この概念が十分に理解されていることを確実にし、一貫した適用を支援し、実務における多様性を低減させることにある。例えば、この概念に関する追加的なガイダンスは、企業が考慮すべき情報のパラメータ及び当該情報を入手するために要求される関連する労力を明確にする可能性がある。
20. ISSB は、プロポーシオナリティに対処するために、「企業が利用可能なスキル、能力及びリソース」の概念も導入した。この概念は、作成者が IFRS S1 号及び IFRS S2 号における複数の場面において、定量的なアプローチではなく、定性的なアプローチを適用することを容認する。この救済措置は、作成者が、自身の状況に見合っているものの依然として投資者に有用な情報を提供することとなる方法で要求事項を適用できることを確実にするために導入された。
21. 表 1 は、プロポーシオナリティを促進するために開発されたメカニズムを示している。

表 1 – プロポーシオナリティに関連するメカニズム

	合理的で裏付け可能で、 過大なコストや労力を かけずに利用可能なものに 情報が限定される	企業がスキル、能力又は リソースを有していない 場合、定性的アプローチが 容認される
予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) の決定	○	○
気候関連のシナリオ分析	○	○
「スコープ 3」の GHG 排出の測定	○	–
リスク及び機会の識別	○	–
バリュー・チェーンの範囲の決定	○	–
一部の産業横断的カテゴリーにおける指標の算定	○	–

22. IFRS S1 号は、IASB の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における重要性 (materiality) の定義に依拠している。この定義は財務報告においてよく知られており、作成者が重要性 (materiality) を判断することに依拠している。IFRS S1 号は、作成者が重要性 (materiality) の判断を行うことに役立つガイダンスを提供している。ISSB は、「スコープ 3」の温室効果ガス (GHG) 排出に関する IFRS S2 号における適用ガイダンスも含めており、これは、作成者が GHG 排出を測定するために用いる情報についての指針となり、このプロセスにおける見積りの役割を確認することになる。このガイダンスは、過大な労力やコストの概念を用いることにより、IFRS S2 号を適用するすべての企業にとって役立つはずであり、よりリソースが限定的である企業にとって重要な (important) 支援を提供する。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の経過措置

23. IFRS S1 号及び IFRS S2 号の初度適用を促進するために、ISSB は特定の要求事項の適用について、一時的な経過措置を提供した。これらの経過措置は、すべての企業が利用可能である。
24. IFRS S1 号及び IFRS S2 号における経過措置は、次のことに関連する。

- (a) 「気候第一」の報告 – IFRS S1 号は、企業が IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、当該企業が (IFRS S2 号に準拠して) 気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することを容認している。当該企業は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する情報を、当該企業が IFRS S1 号を適用する 2 年目から開示することが要求されるのみであることとなる。
- (b) 「スコープ 3」の GHG 排出 – IFRS S2 号は、最初の年次報告期間において、「スコープ 3」の GHG 排出を開示することからの経過措置を提供している。
- (c) 報告のタイミング – IFRS S1 号は、企業がサステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に、かつ同じ報告期間を対象として報告することを要求している。しかし、最初の年次報告期間において、IFRS S1 号は一時的な経過措置を提供し、企業が関連する財務諸表の公表よりも後に、年次のサステナビリティ関連財務開示を、半期の財務報告にあわせて報告することを容認している。
- (d) 比較対象の報告 – 企業は IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において、比較情報の開示は要求されない。企業が、最初の年次報告期間において気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示するという救済措置を適用することを決定する場合、その年において、企業は比較対象の気候情報を提供する必要があるであろう¹。開示の 2 年目において、作成者はサステナビリティ関連事項 (気候及びその他の関連するトピックを含む。) についての比較情報を提供しなければならない²。
- (e) 「GHG プロトコル」 – IFRS S2 号は、企業が「GHG プロトコルの企業算定及び報告基準 (2004 年)」を用いて、GHG 排出を測定することを要求している (ただし、企業が規制により異なる測定方法を用いることが要求されている場合を除く。)。しかし、IFRS S2 号は、IFRS S2 号を適用する最初の年において、すでに異なる測定方法を用いていた企業がその方法を引き続き用いることを容認している。

「導入ガイド (Adoption Guide)」 – IFRS S1 号及び IFRS S2 号のスケラビリティ及び段階的導入 (phasing-in) についての法域における検討に関する支援

- 25. 規制当局との二者間のアウトリーチにおけるフィードバックで、法域の「ISSB 基準」導入の進捗のペースは、さまざまである可能性が高いことが示唆されている。
- 26. IFRS 財団は、法域が、さまざまなパラメータ (企業の規模及び相対的な準備状況、並びに企業が事業を営む産業及び市場セグメントを含む。) に基づき、「ISSB 基準」の要求事項の拡大及び段階的導入 (phasing-in) について検討する機会があることを認めている。「導入ガイド」は、法域が用いると IFRS 財団が想定する、拡大及び段階的導入 (phasing-in) のアプローチを示している。
- 27. 「導入ガイド」の究極的な目的は、「ISSB 基準」の適用に関する法域の検討事項を考慮しつつ、IFRS S1 号及び IFRS S2 号が幅広く適用されることである。しかし、ISSB は、投資者の便益のために、グローバル・レベルでの最大限の一貫性及び比較可能性を達成するニーズにも留意している。「導入ガイド」は、要求事項の段階的導入 (phasing-in) についての法域の検討事項と、資本市場によって要求される比較可能性、一貫性及び信頼性を実現するニーズとのバランスをとるものである。

¹ (訳出者注) 当該下線部分に関して、原文どおり訳出しているが、IFRS S1 号 E6 項により、企業は IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報を提供する必要はないものと考えられる。

[IFRS S1 号 E6 項]

企業が E5 項の経過措置を用いる場合、次のことはすべて要求されない。

- (a) 企業が本基準を適用する最初の年次報告期間において、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示は要求されない (E3 項参照)。
- (b) 企業が本基準を適用する 2 年目の年次報告期間において、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示は要求されない。

² (訳出者注) 上述の注記 1 を参照のこと。

28. 「導入ガイド」は、ISSB の要求事項の適用範囲、規制上の導入評価の範囲に含まれる対象企業及び異なる種類の企業への ISSB の要求事項の導入（introduction）のペースの期待値（expectations）を設定することを意図している。
29. 「ISSB 基準」の導入に関する「導入ガイド」は、可能な範囲で、IASB が公表する「IFRS 会計基準」のために従うべきアプローチから情報がもたらされ、またそこから引き出されており、サステナビリティ関連財務開示の特殊性及び企業報告における成熟度の違いを反映するために必要に応じて調整されている。
30. 特に、「導入ガイド」は次のすべてを検討する。
 - (a) 公的説明責任を有する企業（PAE）に焦点を当てること
 - (b) 連結情報に焦点を当てること
 - (c) 「IFRS 基準」において利用可能となった、選択的な取扱い及び代替案を削除する要求事項の検討
 - (d) ISSB が公表した「ISSB 基準」に準拠していることを主張する企業の能力（ability）
31. 「導入ガイド」は、「ISSB 基準」の導入に関する規制当局の検討を支援し、導入のモニタリング及び法域にわたる「ISSB 基準」の利用を促進するフレームワークを提供する。
32. 「導入ガイド」は、投資者に関連性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会の報告における透明性を促進し、法域が「ISSB 基準」を導入する方法のばらつきを低減することを推奨し、その結果、比較可能性を支援するものでもある。
33. 「導入ガイド」は次のすべてについても目的としている。
 - (a) IFRS 財団及び ISSB が、法域におけるキャパシティビルディングのニーズ（規制当局のニーズを含む。）を識別し、これらのニーズに対処するためのキャパシティビルディング・プログラムの開発に情報をもたらすことを支援する。
 - (b) 「ISSB 基準」の導入の途上にある法域又は「ISSB 基準」の導入に向けてステップを踏んでいる法域を支援する方法として、「ISSB 基準」の法域における規制上の導入を評価するための原則を開発する。
 - (c) 法域及び企業の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の全面適用への移行を支援しつつ、法域間の一貫した導入アプローチを促進する。

「ISSB 基準」を適用するための法令の要求事項

34. 法域における「ISSB 基準」の導入は、複数のメカニズムを通じて達成することができる。「導入ガイド」（Adoption Guide）は、「ISSB 基準」を用いるための法域の要求事項の法的な位置付け、特に、当該法域が次いずれかを行っているかどうかを考慮に入れる予定である。
 - (a) ISSB が公表した「ISSB 基準」を適用することを国内の企業に要求する法令上の要求事項を導入しているかどうか
 - (b) 本質的に「ISSB 基準」を基礎とした法域の基準を公表し、法令により、国内の企業にこれらの基準の適用を要求しているかどうか

国内の公的説明責任を有する企業（PAE）に対する要求事項

35. 各法域は、少なくとも国内の PAE のすべて又はほとんどに対して「ISSB 基準」の適用を要求することを検討すべきである。このアプローチは、上場企業についての財務報告の要求事項に対する法域のアプローチと整合的である。
36. PAE とは、その有価証券が公開市場で取引される企業、又は公開市場で取引される有価証券を発行する手続中の企業である。
37. PAE には、次のいずれも含まれない。
 - (a) その有価証券が非公開市場で取引されている企業

- (b) その有価証券が比較的小規模な公開証券市場で取引されている企業
- (c) 一般的に株主数が少なく、流動性が低い企業又は広範なコーポレート・ガバナンスに関する開示要求が適用されない企業
- (d) 民間企業など、公的説明責任のないその他の企業（例えば、中小企業）

市場セグメント又は市場階層

38. 多くの法域では、パラメータ（発行体の規模、株主構成に基づく発行体のクロスボーダー及びグローバルな傾向、発行体の証券取引量又は財務、流動性及びコーポレート・ガバナンスの閾値を含む。）を反映する株式市場セグメントに従って PAE を分類している。
39. 用いるパラメータに応じて、発行体は、さまざまな市場階層に分類されることになる。多くの場合、これらの市場階層は次のいずれかのように特徴付けられる。
- (a) プライム、プレミアム又はシニア
 - (b) スタンダード
 - (c) グロース、エントリー又はベンチャー
40. 通常、プライム又はスタンダードの階層の発行体は、透明性の最も高い基準の対象となり、拡張された開示要求を満たすことが求められる。グロース又はエントリーの階層の発行体は、厳格さが緩和された透明性の要求事項の対象となる。一部の上場している発行体（すなわち、グロース、エントリー、ベンチャー）は、第 38 項で言及されているようなパラメータに応じて、PAE としての分類から除外される可能性がある。
41. 「導入ガイド」は次のすべてを想定している。
- (a) 国内 PAE の「すべて又はほとんど」の検討には、プライム又はスタンダードの階層にある上場企業のすべて又はほとんどが含まれること
 - (b) スタンダードの PAE と比較して、プライムの PAE に対する「ISSB 基準」の要求事項の導入を加速すること
 - (c) グロース、エントリー又はベンチャーの階層の企業に対する要求事項が評価の範囲外となりうること

発効日及び経過措置の延長

42. 法域は、「ISSB 基準」の初度適用を促進するために、「ISSB 基準」に含まれる定めを超えた経過措置の短期間の延長を提供することを検討する場合がある。投資者のニーズ及び作成者の「ISSB 基準」の導入に関する最初の課題を克服することへの支援のバランスをとるために、延長は次の経過措置に限定される場合がある。
- (a) 「気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての報告」 - 法域は、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会（つまり、気候に加えて）についての情報の開示要求の救済について、最初の年次報告期間を超えた短期間の延長を検討する場合がある。
 - (b) 「報告のタイミング」 - 法域は、関連する財務諸表と同じ時期にサステナビリティ関連財務開示を要求する救済について、最初の年次報告期間を超えた短期間の延長を検討する場合がある。
 - (c) 「GHG プロトコル」 - 法域は、異なる測定方法を既に用いている企業が、当該方法を引き続き用いることを容認する IFRS S2 号の救済について、IFRS S2 号を適用した初年度を超えた延長を検討する場合がある。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのガイダンスの情報源

43. IFRS S1 号は、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し適切な開示を決定するにあたり、「ISSB 基準」に加えて、「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないと述べている。IFRS S1 号は、企業は、「SASB スタン

ガード」の適用可能性を考慮した上で、「SASB スタンダード」が当該企業の具体的な状況に照らして適用されないと結論付ける場合があると述べている。

44. 「ISSB 基準」は、企業が、「SASB スタンダード」を考慮し、これらが当該企業の状況に照らして適用されないと結論付けること確立するための説明責任を具体的に規定していない。しかし、財務報告における他の主要な仮定及び判断の適用に関して経営者が従うプロセスと同じように、企業は「SASB スタンダード」を考慮するための合理的なプロセスを反映し、これらの考慮において経営者及び統治責任者が従うガバナンス・プロセスを文書化することが見込まれる。
45. IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を識別するガイダンスの情報源として、企業に「グローバル・レポート・イニシアティブ（GRI）基準」又は「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）の適用可能性を考慮することを認めている。これらの基準の考慮は選択的であるため、法域は、規制上の導入状況に影響を与えることなく、これらの情報源を考慮する選択肢を削除又は除外する場合がある。

連結されたサステナビリティ関連財務情報

46. 法域による「ISSB 基準」の導入の評価は、国内の PAE が当該 PAE の一般目的財務報告書の一部である「連結」サステナビリティ関連財務情報に ISSB 基準を用いる要求事項のみを考慮し、個別のサステナビリティ関連財務開示についての法域の要求事項を考慮しない。

「スコープ 3」の GHG 排出

47. IFRS S2 号では、「スコープ 3」の GHG 排出の開示に関する一時的な経過措置が提供されており、企業はこの開示を 1 年遅らせることが容認されている。
48. 法域は、「スコープ 3」の GHG 排出の開示の免除の短期間の延長を提供することを考慮する場合がある。しかし、投資者は低炭素経済に向けた動きにおける移行リスク及び機会を評価するため、「スコープ 3」の GHG 排出についての情報は、投資者にとって極めて重要である（important）ことに留意するべきである。
49. IFRS S2 号に含まれる測定フレームワークは、「スコープ 3」の GHG 排出の測定における見積りの関連性を強調している。また、IFRS S2 号は、「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」という概念を用いることに依拠しており、これは IFRS 会計基準の確立した概念である。この概念により、「ISSB 基準」を適用する企業は、開示の裏付けとなる、考慮することが要求される情報の種類及びそれらの情報を入手するために要求される関連する労力を定義するためのパラメータを設定できるようになる。
50. 「過大なコストや労力をかけずに」の概念は、すべての企業にとって役立つものの、特に IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項に準拠することが比較的困難な作成者にとって役立つはずである。
51. 法域は、最初に IFRS S2 号が適用される際に、より多くの見積りを用いることを可能にする方法によって、過大なコスト又は労力を構成するものを特定することができる。これによって、企業は「スコープ 3」の GHG 排出を測定及び開示するための知識及び自信を獲得することができる。また、第 19 項で述べたとおり、ISSB はこの概念の提供に関する追加のガイダンスを提供するかどうかを検討する予定である。

「ISSB 基準」の導入及び利用のためのさらなる支援

キャパシティビルディング

52. IFRS 財団及び ISSB は、気候及びサステナビリティ開示の領域において、規制当局の理解及び能力を深めるためにキャパシティビルディング・プログラムの設計及び提供において、IOSCO と緊密に業務を行うことに意欲的である。ISSB は、法域における導入アプローチ、当該導入選択の包括性並びに IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用するための準備状況及び能力の状態に見合うキャパシティビルディング・プログラム及び技術的支援を調整することを意図している。

53. IASB は規制当局の対象者に合わせたキャパシティビルディング・プログラムを提供するために、既に IOSCO と提携しており、2 つのプログラムを既に提供している（直近では 2023 年 4 月に実施）。
54. IFRS 財団は、COP28³までにキャパシティビルディング・プログラムを設定することを目指している。

導入のモニタリング及び導入における疑問点への対処

55. IASB は、新しい「IFRS 会計基準」の導入を支援する際に非常に有用であった移行リソース・グループ（TRG）と同様に、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を支援するための「移行支援グループ（TIG）」の設置を進めている。
56. TIG は、導入において生じる疑問点の議論を続けるため、利害関係者に対して公開の場を提供する予定である。TIG は、導入における疑問点に対処するため、必要な場合にどのような行動が求められる可能性があるのかについて、IASB に情報をもたらすことになる。TIG の行動として考えられるものは、導入を支援する資料の提供、ウェビナー若しくはケース・スタディーの提供、又は潜在的な基準設定についての導入に関する事項の IASB への照会（又はこれらの複数のもの）が含まれる可能性がある。
57. TIG は規範性のある（authoritative）ガイダンスを公表することは予定していない。
58. TIG が議論する予定の導入における疑問点のタイプは、次のすべてであるべきである。
- (a) IFRS S1 号又は IFRS S2 号（又はこの両方）に関連するか、またはそこから又は生じる。
 - (b) 実務上のばらつきをもたらす可能性がある。
 - (c) 広範囲にわたる、すなわち広範な利害関係者のグループに関連する、又は広範囲にわたることが見込まれる。
59. TIG は、サステナビリティ関連情報の作成及び IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に関連する専門知識を有する指名されたメンバーで構成される予定である。
60. TIG のプロセスの一部として生じる、導入における事項すべてに加えて、IASB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入における論点をモニタリングするために、広範でさまざまな利害関係者と引き続き対話を行う予定である。導入における論点の継続的なモニタリングは、IASB が既存のガイダンスの拡充又は追加的な教育的文書の必要性を検討することができる領域を識別するのに役立つであろう。
61. IASB は、IOSCO との建設的で実りある対話の継続にも意欲的である。IASB と IOSCO との間での情報交換を定める取決めと同様に、IASB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に関して、考えられる影響及び関連するさまざまな市場で生じる事項について、IOSCO との意見交換を促進するためのメカニズムの設置を確保することを予定している。

次のステップ

62. IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、2023 年 6 月 26 日に公表された。

IASB の作業計画（2024 年から 2025 年）の開発

63. 2023 年 5 月 4 日、IASB は、2024 年から始まる次の 2 年間の作業計画の優先度に関するフィードバックを求めるため、「アジェンダの優先度に関する協議」に関する情報要請を公表した。当該協議は 120 日間行われ、2023 年 9 月 1 日までコメントを受け付ける予定である。

³ COP28 は、アラブ首長国連邦の主催で、2023 年 11 月 30 日から 2023 年 12 月 12 日までドバイにおいて開催される予定である。

64. 投資者の情報ニーズに関するリサーチに基づき、ISSB は 4 つの潜在的なプロジェクトを特定した。3 つは、サステナビリティ関連のリサーチ・プロジェクトであり、(a) 生物多様性、生態系及び生態系サービス、(b) 人的資本、並びに (c) 人権についてのものである。4 つ目は、報告における統合についてのプロジェクトである。
65. これらのプロジェクトからのフィードバックは、ISSB の作業計画及び将来のプロジェクトに対する ISSB のアプローチの両方に情報をもたらす予定である。

SASB スタンドアードの国際的な適用可能性の向上のための方法論の開発

66. 2023 年 5 月 11 日、ISSB は、「SASB スタンドアード」の国際的な適用可能性を向上させるための方法論及び「SASB スタンドアード・タクソノミ」のアップデートについての協議を公表した。この協議は 90 日間行われ、2023 年 8 月 9 日までコメントを受け付ける予定である。
67. この協議の目的は、「SASB スタンドアード」内の参照を国際的に適用可能なものとすることを確保するため、ISSB が「SASB スタンドアード」に的を絞った修正ができるようにすることである。当該目的は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号が 2024 年 1 月に発効する前に、当該協議の結果に基づいて、「SASB スタンドアード」内の指標を修正することである。

TIG の設置

68. ISSB は、2023 年第 3 四半期又は第 4 四半期に TIG を設置する予定である。

IOSCO との継続的な対話及び導入のモニタリング

69. IFRS 財団及び ISSB は、「導入ガイド」の最終化に向けて作業が進捗するに従い、IOSCO 及び当該関連する委員会（STF 及び「成長・新興市場委員会」を含む。）と対話することを目指す予定である。「導入ガイド」の作業は、2023 年第 3 四半期の終わり又は第 4 四半期の早々に完了することが見込まれる。
70. ISSB は、追加のサポート資料に対するニーズのモニタリング及び評価を継続する予定である。

以 上